

東京都児童福祉審議会第2回本委員会 社会的養育推進計画の検討に係る資料

○ 子供の権利擁護専門相談事業 リーフレット	1
○ 子供の権利擁護専門相談事業 周知カード	3
○ 「子供の権利ノート」について	4
○ 一時保護児童のためのリーフレット「とても大切なあなたへ」(小中高生向け)	5
○ 出産・子育て応援事業(ゆりかご・とうきょう事業)について	7
○ 子育て世代包括支援センターの全国展開	8
○ 都が実施する母子保健研修実績(平成30年度)	9
○ 子供家庭支援センター地域支援力強化に向けた取組	10
○ 子育て短期支援事業(ショートステイ・要支援家庭を対象としたショートステイ・トワイライトステイ)	12
○ ショートステイ事業の拡充	13
○ 地域子育て支援研修実績(平成30年度)	14
○ 都内母子生活支援施設の現状	15
○ 東京都ひとり親家庭自立支援計画(第4期)策定に向けた検討課題(母子生活支援施設)	21
○ 特別区職員の派遣研修生の受入実績	23
○ 区設置に係る勉強会開催一覧	24
○ 児童相談所設置にかかる都区の確認作業実施一覧	26
○ 特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会開催一覧	28

1 話してみなよ — 東京子供ネット —

フリーダイヤルによる子供の権利侵害の相談窓口です。権利侵害を受けたときや、それに気づいたとき、あるいは、そのことでお悩みのときはご相談ください。電話相談員がご相談に応じるほか、権利侵害の状況により、子供の権利擁護専門員に面接を予約し引き継ぎます。

2 子供の権利擁護専門員による活動

権利擁護専門員は、相談者と面接相談をおこない、必要に応じて、事実関係を調査の上、子供の権利を守るための具体的な活動をおこないます。権利擁護専門員には、弁護士や福祉関係者などがなっています。

3 メッセージダイヤル（フリーダイヤル）

子供からの声や意見など自由に入れられるメッセージダイヤルも設置しています。入れられたメッセージは、編集し、再び子供達が聞けるようにしています。

話してみなよ — 東京子供ネット —

フリーダイヤル はなしてみなよ
☎ **0120-874-374**

月～金 午前9時～午後9時
土・日・祝 午前9時～午後5時

(12月29日から1月3日を除く) ※携帯電話からも相談できます。

メッセージダイヤル(24時間受付)

フリーダイヤル
☎ **0120-874-376**

フリーダイヤル
☎ **0120-874-378**

※携帯電話からも繋がります。(吹込専用)

子供の権利擁護専門相談事業とは…

東京都では、子供の権利を守るため、平成16年度から「子供の権利擁護専門相談事業」を実施しています。

この事業では、「子供の権利擁護電話相談員」や「子供の権利擁護専門員」を配置して、子供自身からの訴えを受け止めるほか、ご家族や近隣の方などからの相談にも対応します。

常に子供の立場に立って、プライバシーを十分尊重し、いろいろな相談機関などとも協力しながら活動します。



©Yoshitomo Nara

子供の権利擁護専門相談事業案内図



問い合わせ先

〒169-0074
東京都新宿区北新宿4-6-1
(東京都子供家庭総合センター内)
東京都児童相談センター内
事務局 ☎ 03-5937-2305
子供の権利擁護専門相談事業

交通機関

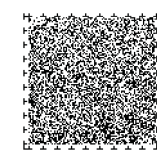
JR 高田馬場駅から都バス小滝橋下車
JR 大久保駅及び東中野駅、新宿西口から
関東バス小滝橋車庫前下車
地下鉄東西線落合駅から徒歩 10分

子供の権利擁護 専門相談事業



©Yoshitomo Nara

子供は、ひとりの人として
大切にされる権利があります



東京都

このリーフレットの内容は
音声で聞くことができます。

子供の権利擁護専門相談事業の活動図

◆子供からの訴え



権利侵害の例

いじめ



体罰



虐待



訴え

通報

子供の権利擁護専門相談事業

「話してみなよ
—東京子供ネット—」

フリーダイヤル はなしてみなよ
TEL 0120-874-374

子供の権利擁護電話相談員



権利擁護専門員の面接予約
相談内容に応じたアドバイスなど

子供の権利擁護専門員

●子供との面接



権利侵害の事実の調査、
助言・調整など

調査

助言・調整

協力

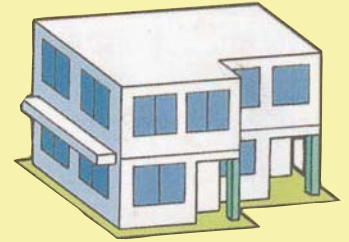
事例の協議、
対応結果の
報告

関係機関

児童相談所、教育委員会、保健所、
福祉事務所、警察署、児童委員、
子供の人権専門委員、医療機関、
弁護士会、民間相談機関など

他機関紹介

施設



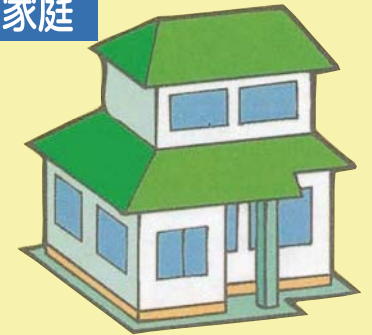
学校



地域



家庭



子供の権利擁護専門相談事業 周知カード

悲しいとき
つらいとき
怒っているとき
そんなときには
電話をください



フリーダイヤル 0120-874-374
携帯可
子供の権利擁護専門相談事業

— 東京子供ネット —
ひとりで悩まないで

いじめ・体罰などの相談を受けています
フリーダイヤル 0120-874-374
携帯可
相談時間 月～金 あさ9時～よる9時
土・日・祝日 あさ9時～ゆうがた5時
〔子供の権利擁護専門員〕への面接予約もできます。

メッセージダイヤル 24時間かけられます
他の人のメッセージを聞いたり、あなたの意見を入れることができます。
フリーダイヤル 0120-874-376
携帯可

東京都 R79

(表面)

東京都
子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京 LINE
子育ての悩み・困っていること
LINEで相談しませんか
秘密は守ります
毎日受付
OSEKKAIKUN

- 対象：都内在住の児童（18歳未満）・保護者
- 相談受付開始日：令和元年8月1日（木）
- 相談対応時間：午前9時～午後9時
（土・日・祝は午後5時まで）



NEWS
ぎゃくたい じょうれい
子供を虐待から守る決まり(条例)ができました!

しつけと称して子供をたたいたり、怒鳴ったりすることを禁止しています。子供は、守られるべき大切な存在です。



子供も大人も、困ったときは悩まずに気軽に相談してください。



東京都子供への虐待の防止等に関する条例について、詳しくはこちら

(裏面)

「子供の権利ノート」について

配布対象児童等

- 児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホームに措置されている小学生以上の児童を対象に配布。
- 措置時に児童福祉司より説明し、配布している(小学生から中学生になるときにも【中高生用】を配布)。
- 児童養護施設について、3年に1回を目安として、巡回による説明を実施。

※子供が権利の主体であるという、子どもの権利条約の考え方を基本に作成

表紙

【小学生用】



(A5版47頁+東京子供ネットへの「はがき」)

【中高生用】



(A5版63頁+東京子供ネットへの「はがき」)

内容(中高生用 目次抜粋)

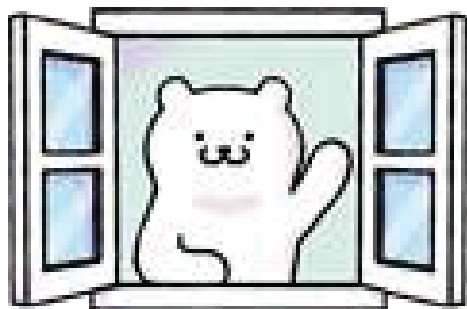
- あなたへのメッセージ
- 「子どもの権利ノート」ってなに？
- ひとりの人として大切にされる権利
- なぜこれからこの場所で生活するのか知る権利
- これから生活する場所について知る権利
- あなた自身や家族のことについて知る権利
- あなたのことがどのように考えられているのか知る権利
- あなたの意見や希望を言う権利
- 家族と交流する権利
- プライバシーが尊重される権利
- 自分の物を持つ権利
- いろいろな情報や考え方を知る権利
- いろいろな教育を受ける権利
- 心と体の健康が守られる権利
- 自由に考えたり信じたりする権利
- 趣味・レクリエーションを楽しむ権利
- いろいろな人と交際する権利
- 体罰やいじめ、いやな思いをしない権利
- 性的にいやなことをされたり、言われたりすることから守られる権利
- ここをでた後も、相談できます。
- あなたが困ったときに相談するところ
→ 児童相談所、東京子供ネット（フリーダイヤル）、
児童相談センター 4 1 5 2 相談、東京都いじめ相談ホットライン、
東京都児童福祉審議会の相談窓口（フリーダイヤル）

※ 児童憲章

※ 国連子どもの権利条約（主な条文）

※ 東京子供ネットへの「はがき」

たいせつ とても大切な あなたへ



名前

一時保護児童のためのリーフレット「とても大切なあなたへ」
発行：東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 権利擁護担当



あなたへのメッセージ

- あなたはこの世界にたった一人しかいない大切な人です。
あなたには 幸 せに育ち、安心安全に暮らす、
「権利」(できること、してよいこと)があります。
- 困ったこと、わからないこと、不安なことがあったら、
周りの大人に話してください。周りの大人はあなたのために
できるかぎりのことをします。
- あなたと同じように、あなたと一緒に生活する一人ひとりの
権利も大切にされます。そのためのルールやマナーを守り、
お互いを大切にしてください。



もしこんなことがあったら・・・

必ず大人に相談してください

- たたかれたり、けられたりすること。
暴力をふるわれること。
- 胸や性器を触られるなど、性的な行為をされること。
- ご飯を食べさせてもらえなかったり、長い時間
ほったらかしにされること。
- 心が傷つくようなことを言われたり、無視されたり、
差別されたりすること。



相談する方法は？

- 一時保護所の職員に相談する。
- 児童相談所の担当児童福祉司や児童心理司に相談する。
- 相談用紙に書いて相談する。
⇒書き方や出し方は、一時保護所の職員や
担当の児童福祉司、心理司に聞いてください。



たとえば、こんなふうに相談してください

わたしは、〇〇〇というところにいますが、〇〇さんから、
〇〇〇のような嫌なことをされました。
このことを相談したいので、話を聞いてください。



出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業）について

➤ 全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行い、妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る。

【事業期間】平成27～31年度（5年間）
【対象】妊産婦及び就学前までの子育て世帯

【実施主体】区市町村
【実施自治体数】43区市町村（平成30年度）

【予算額】1,150百万円（平成31年度）

母子保健強化事業

○全ての妊婦を対象として専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握 ○育児パッケージ（子育て用品等）を配布
○支援を要する家庭については、関係機関と情報を共有し、連携しながら、必要な支援につなぐ。

包括的支援事業

妊産婦等

面接

助言・指導

相談

【基本事業】包括的支援拠点（保健所・保健センター・子供家庭支援センター等）において妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供

- 全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握
- 支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。必要に応じて支援実施機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行う。
- 妊産婦等に育児パッケージを配布
- 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者や家族からの援助が得られないなどのリスク要因が認められる者等には、支援プランを作成し、きめ細かい支援を実施する。
- 支援プランを作成したケースについて、支援の効果を評価・確認しながら、プランの見直しを行う。継続的な支援が必要な場合は、子供が就学するまで支援する。
- 必要に応じて、訪問によるアウトリーチ型支援を行う。

- ・育児パッケージの配布経費や専門職人件費の都独自の取組について、基準額の10/10を補助
- ・利用者支援事業（母子保健型）（国事業）の区市町村負担分について、基準額の1/2を補助

関係機関

- ・医療機関（産科等）
- ・保健所
- ・子供家庭支援センター
- ・児童相談所
- ・民間機関 等

連携、委託

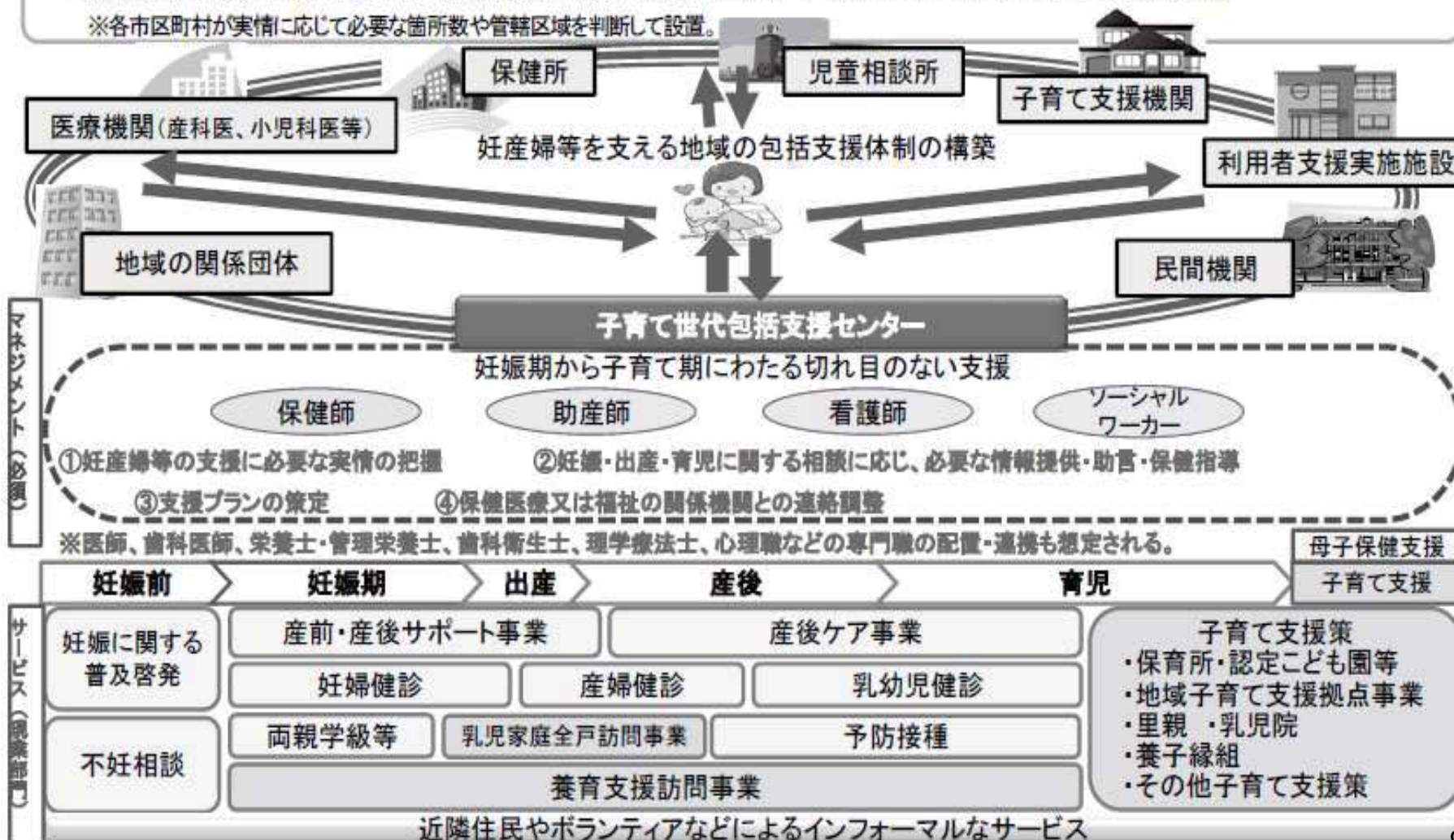
連携、委託

【任意事業】産後ケア事業（母体ケアや育児指導等）、産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援）、これらの実施場所の修繕 等

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
 - 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
- 実施市町村数:525市区町村(1,106か所)(平成29年4月1日現在) ➢ 2020年度末までに全国展開を目指す。

※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



都が実施する母子保健研修実績(平成30年度)

対象者 : 保健所、区市町村及び民間医療機関等に従事する母子保健医療従事者^(*)

目的 : 最新の母子保健に関する研修を行うことにより、専門知識・技術を習得させ職員の資質向上を図る。

	研修内容	参加実績(人)
1	乳幼児の発育発達と子育て支援 ～母子健康手帳を活用しよう～	77
2	新生児聴覚スクリーニング ～検査の実際と支援について～	156
3	妊娠期からの切れ目ない支援① 産前・産後支援の推進を目指して	150
4	妊娠期からの切れ目ない支援② 周産期のメンタルヘルスの支援について	203
5	妊娠期からの切れ目ない支援③ 支援を必要とする妊産婦への医療機関と地域との連携支援	177
6	乳幼児の予防接種 ～基礎知識と最近の話題～	264
7	小さな子供を亡くした家族への支援	209
8	事例検討をとおして母子保健における保健師の役割を考える	29
9	「育てにくさ」を感じる 親に寄り添う ～早期発見・早期支援のために～	258
10	日本に住む外国人母子とその家族への支援	174
	合計	1,697

(※) 医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士、保育士、病院職員等


背景

○子供家庭支援センターは、児童と家庭に関する相談の一義的な窓口として位置づけられ、地域で重要な役割を担っている。
 ○平成30年7月に、国は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を発表
 ⇒都において、児童と家庭に対する相談体制の充実を図るために、子供家庭支援センターの機能強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応をはじめとした地域における児童相談体制を更に整備する。

平成31年度の取組

事業1 主任虐待対策ワーカー事業<経験年数の長い虐待対策ワーカーに対する加算補助>

経験が豊富なワーカーの定着を図り、安定したケースワークを実施するため、子家センにおける経験年数が満3年以上（勤続4年目以降）の「主任虐待対策ワーカー」を配置する区市町村に補助を行う。

補助率	1 / 2	
補助基準額	1人あたり7,000千円 ※児童人口35,000人以上の自治体については、2人まで補助対象とすることができる。 ※子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助	
補助の要件	※子供家庭支援センターにおける経験年数が3年以上の虐待対策ワーカーを「主任虐待対策ワーカー」と位置付ける。 ※主任虐ワーカーは、児童福祉司任用資格を有し、虐待相談等に従事するものとする。 ※主任虐ワーカーを配置する初年度については、前年度と比較して、相談対応職員が増員していることを要件とする。 ※主任虐ワーカーの人件費は、他の補助金（包括補助「子供家庭支援センター事業」等）に重複申請できない。	

事業2 子供家庭支援センター センター長に対する研修の拡充

子家セン職員を統括する立場であるセンター長の資質向上に向けた支援のため、都が主催する 地域子育て支援研修 II 子供家庭支援センター研修のうち「センター長研修」の規模を拡大する。

<現状>

「新任センター長研修」 年1回（児相・子家の役割に関する講義・演習、一時保護所見学等）
 「センター長研修」 年1回（死亡事例検証等）



<見直し後>

「新任センター長研修」 年2回
 「センター長研修」 年3回
 ※従来の研修に加え、マネジメントに係る研修等を導入



事業3 要保護児童対策地域協議会活性化促進事業<子家セン事務クラークの配置>



要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議を、必要な時に円滑に開催するために、会議開催に向けた事務を行う事務職員を配置する自治体に対し、必要な経費を補助する。
ただし、実務者会議について自治体内を複数の地区に分けて開催することを条件とする。

補助基準額	事務職員1人あたり 2,333千円 ※児童人口35,000人以上の自治体については、2人まで補助対象とすることができる。 ※子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助
補助率	1 / 2
補助の要件	※ 要対協実務者会議を（中学校区等）地区別に行うこと、またケース進行管理台帳を作成し、6ヶ月以内に見直すことを要件とする。

事業4 地域の相談対応力強化事業

平日の夕方以降（19時を超えて）又は土日に、開所または電話での相談体制を整備する子供家庭支援センターに対し、体制確保に必要な経費（人件費等）を補助する。（正規の勤務時間を超えた時間に要した経費を補助基準額の範囲内で補助する。）



補助内容	【1】平日に19時を超えて開所する場合に必要な経費を補助する。来所による窓口相談機能を備えることが必要。 【2】土曜日及び日曜日に窓口相談または電話相談機能を備える場合に必要経費を補助する。 ※【1】【2】については、選択しての実施が可能。
補助基準額	【1】平日夕方以降の開所（開所時間により単価を段階設定） 【2】土日の開所 1,952千円 ※子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助
補助率	1 / 2
補助の要件	【1】週3回以上の実施で補助対象とする。 【2】土曜日及び日曜日に5時間以上開所または電話相談対応をすることを要件とする。 【1】【2】祝日・年末年始の開所は補助要件としない。ただし、緊急時の連絡体制を必ず整備すること。

【1】の基準額内訳

区分	単価基準	補助基準単価
単価①	19時を超えて19時30分より前	1,701千円
単価②	19時30分以降20時より前	2,065千円
単価③	20時以降20時30分より前	2,430千円
単価④	20時30分以降21時より前	2,795千円
単価⑤	21時以降21時30分より前	3,159千円
単価⑥	21時30分以降22時より前	3,523千円
単価⑦	22時00分以降	3,888千円

子育て短期支援事業(ショートステイ・要支援家庭を対象としたショートステイ・トワイライトステイ)

	短期入所生活援助(ショートステイ)事業	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	夜間養護等(トワイライトステイ)事業																																
事業開始	平成7年度(現行の負担割合での実施は平成26年度から)	平成27年度	平成7年度(現行の負担割合での実施は平成26年度から)																																
制度	国制度	国制度を基本とした都の独自事業(上乗せ事業)	国制度																																
実施主体	区市町村	区市町村	区市町村																																
概要	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、実施施設において養育・保護を行う。	保護者の強い育児疲れ、育児不安又は不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は児童の生活の場を一時的に家庭から移すことがふさわしいと区市町村が判断した場合等に、一定期間、実施施設において児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行うことにより、保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、地域における支援体制を確立することで、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整えることを目的とする。	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を実施施設において預かり、生活指導、食事の提供等を行う。																																
対象児童	下記の事由に該当する家庭の児童(0歳～18歳未満)又は母子等 ①児童の保護者の疾病 ②育児疲れ・慢性疾患児の看病疲れ・育児不安など身体上又は精神上的の事由 ③出産・看護・自己・災害・失踪など家庭養育上の理由 ④冠婚葬祭・転勤・出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ⑤経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合	下記の事由に該当する家庭の児童(0歳～18歳未満) ①児童の保護者の強い育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の課題がある場合 ②不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやそのリスク等が見られる場合	下記の事由に該当する、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童(0歳～18歳未満) ①保護者の仕事等の理由により養育することが困難となった場合 ②その他緊急の必要がある場合																																
保護期間	7日以内 ※区市町村長が必要と認めた場合、必要最小限の範囲内で延長可	14日以内 ※区市町村長が必要と認めた場合、必要最小限の範囲内で延長可	夜間(概ね午後10時まで)・宿泊、休日																																
実施施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設																																
保護者負担	区市町村ごとに決定(1泊平均3,000円前後)	無料(都と区市町村が負担)	区市町村ごとに決定(1日平均1,500円前後)																																
補助制度(運営費)	子ども・子育て支援交付金(国1/3、都1/3、区市町村1/3) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)</td> <td>8.64千円</td> </tr> <tr> <td>2歳以上児(1日当たり)</td> <td>4.73千円</td> </tr> <tr> <td>緊急一時保護の母親(1日当たり)</td> <td>1.2千円</td> </tr> <tr> <td>児童の付き添いの実施(1日当たり)</td> <td>1.86千円</td> </tr> </tbody> </table>		補助基準額	2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)	8.64千円	2歳以上児(1日当たり)	4.73千円	緊急一時保護の母親(1日当たり)	1.2千円	児童の付き添いの実施(1日当たり)	1.86千円	子供家庭支援区市町村包括補助事業(補助率1/2) ※宿泊に係る経費については7日目までは子ども・子育て支援交付金にて補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ショートステイ支援員配置(1施設当たり)</td> <td>6,042千円</td> </tr> <tr> <td>*2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)</td> <td>8.64千円</td> </tr> <tr> <td>*2歳以上児(1日当たり)</td> <td>4.73千円</td> </tr> <tr> <td>通園、通学に係る費用(1日当たり)</td> <td>2千円</td> </tr> <tr> <td>保護者負担に係る費用(1日当たり)</td> <td>対象経費の実出費額</td> </tr> </tbody> </table>		補助基準額	ショートステイ支援員配置(1施設当たり)	6,042千円	*2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)	8.64千円	*2歳以上児(1日当たり)	4.73千円	通園、通学に係る費用(1日当たり)	2千円	保護者負担に係る費用(1日当たり)	対象経費の実出費額	子ども・子育て支援交付金(国1/3、都1/3、区市町村1/3) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本分(1日当たり)</td> <td>0.9千円</td> </tr> <tr> <td>宿泊分(1日当たり)</td> <td>0.9千円</td> </tr> <tr> <td>休日預かり事業(1日当たり)</td> <td>2.01千円</td> </tr> <tr> <td>児童の付き添いの実施(1日当たり)</td> <td>1.86千円</td> </tr> </tbody> </table>		補助基準額	基本分(1日当たり)	0.9千円	宿泊分(1日当たり)	0.9千円	休日預かり事業(1日当たり)	2.01千円	児童の付き添いの実施(1日当たり)	1.86千円
	補助基準額																																		
2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)	8.64千円																																		
2歳以上児(1日当たり)	4.73千円																																		
緊急一時保護の母親(1日当たり)	1.2千円																																		
児童の付き添いの実施(1日当たり)	1.86千円																																		
	補助基準額																																		
ショートステイ支援員配置(1施設当たり)	6,042千円																																		
*2歳未満児、慢性疾患児(1日当たり)	8.64千円																																		
*2歳以上児(1日当たり)	4.73千円																																		
通園、通学に係る費用(1日当たり)	2千円																																		
保護者負担に係る費用(1日当たり)	対象経費の実出費額																																		
	補助基準額																																		
基本分(1日当たり)	0.9千円																																		
宿泊分(1日当たり)	0.9千円																																		
休日預かり事業(1日当たり)	2.01千円																																		
児童の付き添いの実施(1日当たり)	1.86千円																																		
平成30年度実績	23区26市2町	10区1市	15区8市																																

ショートステイ事業の拡充

事業目的

1 当日予約によるショートステイの利用が可能な体制の整備

ショートステイ実施施設において、事前の予約がない当日の申込みにも対応し、必要なときにショートステイを利用できる体制を整備する。

2 協力家庭の活用を促進し地域におけるショートステイの実施体制を確保

協力家庭に対するショートステイ事業の委託を促進し、身近な地域における預かり先を確保する。

事業内容

1 利用枠の常時確保

原則として、ショートステイの当日受け入れを可能とする体制を整備する自治体に対し、利用枠を常時確保するための経費を補助

【利用枠1枠あたり単価（年間）】

⇒3,154千円（2歳未満児、慢性疾患児のための枠の場合）

⇒1,727千円（2歳以上児のための枠の場合）

（子供家庭支援区市町村包括補助事業による補助。令和2年度まで補助率10/10 以降1/2）

- ※ 常時確保枠が実際に利用された場合は、その経費は子ども・子育て支援交付金の対象とし、本事業の対象分から差し引く。
- ※ 養育者が入院や事故などで不在となる場合など、ショートステイの利用が必要と区市町村が認める場合に、所得に関わらず利用料を免除する取組を行うことを補助の要件とする。利用料の免除分については、子ども・子育て支援交付金の1日あたり単価を上限に補助する。

2 協力家庭の活用

ショートステイに協力家庭を活用する自治体に対し、協力家庭への報酬を上乗せするための経費を補助

【1日あたりの補助上限】

⇒5,000円

（子供家庭支援区市町村包括補助事業による補助。平成32年度まで補助率10/10 以降1/2）

- ※ 2歳以上児のみを対象とする。
- ※ 協力家庭に対して研修を実施することを補助の要件とする。（研修内容は、地域の実情に応じ必要なものを自治体で企画し実施）
- ※ 子ども・子育て支援交付金の補助単価を超えた額を協力家庭に対して支払う場合に、補助対象となる。（利用者負担額は補助対象から差し引く。）
- ※ 養育者が入院や事故などで不在となる場合など、ショートステイの利用が必要と区市町村が認める場合に、所得に関わらず利用料を免除する取組を行うことを補助の要件とする。

地域子育て支援研修実績（平成30年度）

I 地域子育て支援機関研修

研修名	日程	会場	時間	テーマ	講師	対象者	定員
1 入門研修	9月6日	新宿区立四谷区民ホール	13:30-16:30	講義「児童虐待を受けた子供の心とケア」	児童精神科医師	子供家庭支援センター職員、子育てひろば職員、保育所職員、児童館職員、学童クラブ職員等、子育て支援に関わる機関の職員	300
2 基礎研修	10月30日	台東区民会館	13:30-16:30	講義・演習「子ども虐待問題の理解～支援が必要な家庭への関わり」	学識経験者		250

II 子供家庭支援センター職員研修

研修名	日程	会場	時間	テーマ	講師	対象者	定員
1 新任センター長研修	7月9日	東京都児童相談センター	10:30-12:00	講義「児童相談所の役割と子供家庭支援センター長に期待すること」	東京都児童相談所 専門課長	子供家庭支援センターの新任センター長等	20
			13:00-15:00	演習「子供家庭支援センター長の役割について考える」	東京都児童相談所 課長代理(児童福祉担当)		
			15:15-16:30	講義・見学「一時保護所について」	東京都児童相談所一時保護所 課長代理		
2 施設見学研修①	10月23日	乳児院	10:00-12:00	講義・見学「乳児院について」	乳児院職員	子供家庭支援センター職員	20
3 施設見学研修②	11月16日	自立援助ホーム	10:00-12:00	講義・見学「自立援助ホームについて」	自立援助ホーム職員	子供家庭支援センター職員	20
4 施設見学研修③	1月21日	児童養護施設	10:00-12:00	講義・見学「児童養護施設について」	児童養護施設職員	子供家庭支援センター職員	20
5 施設見学研修④	2月25日	婦人保護施設	14:00-16:00	講義・見学「婦人保護施設について」	婦人保護施設職員	子供家庭支援センター職員	30
6 施設見学研修⑤	3月8日	東京都児童相談所一時保護所	10:00-11:00	講義・見学「一時保護所について」	東京都児童相談所一時保護所職員	子供家庭支援センター職員	20
7 虐待対策ワーカー研修	5月29日 外11日間	東京都社会福祉保健医療研修センター 外	10:00-16:30	講義・演習「子ども虐待相談アプローチのポイント(アセスメントとマネジメント)」外	学識経験者	子供家庭支援センターの虐待対策ワーカー等	80
8 虐待対策コーディネーター研修① (児童相談所合同研修)	12月10日	東京都児童相談センター	13:30-17:00	講義・演習「事例を通して考える協働について」	東京都児童相談所 専門課長 東京都児童相談所 児童福祉相談業務指導員	子供家庭支援センターの虐待対策コーディネーター、児童相談所の3年目児童福祉司等	80
9 虐待対策コーディネーター研修②	3月18日	東京都児童相談センター	13:00-17:00	講義・演習「スーパーバイズについて」	学識経験者	子供家庭支援センターの虐待対策コーディネーター等	40
10 新任研修【区部】 (児童相談所合同研修)	1月11日	東京都児童相談センター	13:30-17:00	講義・演習「事例を通して考える虐待対応」	東京都児童相談所 課長代理(児童福祉担当) 子ども家庭支援センター 主査	子供家庭支援センターの新任職員、児童相談所の新任児童福祉司等	50
11 新任研修【市町村部】 (児童相談所合同研修)	1月22日	東京都多摩消費生活センター	13:30-17:00				50
12 センター長研修	2月21日	東京都児童相談センター	9:00-12:00	講義「死亡事例検証部会報告書について」	小児科医師	子供家庭支援センターのセンター長	60
13 タイムリー研修①	10月9日	東京都児童相談センター	10:00-16:30	講義・演習「平成29年度虐待対策ワーカー研修のフォローアップ」	学識経験者	子供家庭支援センターの虐待対策ワーカー等	60
14 タイムリー研修②	2月28日	東京都児童相談センター	9:30-12:30	講義・演習「感情のコントロールが苦手な人へのアンガーマネジメント」	学識経験者	子供家庭支援センター職員、区市町村児童福祉主管課職員	100
15 タイムリー研修③	3月13日	東京都児童相談センター	13:00-17:00	講義・演習「CAREワークショップ」	学識経験者	子供家庭支援センター職員、区市町村児童福祉主管課職員	20

III 区市町村児童相談業務研修

研修名	日程	会場	時間	テーマ	講師	対象者	定員
1 区市町村児童相談業務研修	7月6日 外6日間	東京都児童相談センター	9:00-17:30	児童福祉論 外21科目	東京都児童相談所専門課長、学識経験者 外19名	児童福祉司任用資格の取得を必要とする者、要保護児童対策調整機関の調整担当者、区市町村児童福祉主管課職員	100

都内母子生活支援施設の現状

令和元年6月18日

母子生活支援施設とは

<児童福祉法第38条>

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

夫からの暴力や経済的困窮など、さまざまな問題を抱える母子（子は原則として18歳未満）の保護や自立支援を行う施設で、母と子が一緒に入所できる唯一の児童福祉施設である。

【資料内訳】

- 1 母子生活支援施設の概要、入所者、職員、委託事業など
- 2 施設や入所者に対する支援・補助等の実績

1 母子生活支援施設の概要、入所者、職員、委託事業など

都内母子生活支援施設の分布

現在、都内の母子生活支援施設は、24区市に在住し、八王子市(中核市のため、認可権が移行している)を含め、**全32施設**である。

全国でも最も多い施設数となるが、分布としては区部に偏っている。

施設の定員は、～10世帯が2施設、11世帯～20世帯が26施設、21世帯～30世帯が4施設である。



公立	民立	区部	市部
15施設	17施設	26施設	6施設

母子生活支援施設の暫定定員（※八王子市所在施設を除く）

母子生活支援施設は、国の通知上、各年度の事業実施に際して、各施設の前年度や直近3か年の在席世帯数などを利用して算定した数が、その施設の定員に満たない(=入所率が低い)場合には、その満たない数に定員を改定するか、暫定定員を設けることとされている。

(算定式の一例)

$[前年度の在籍世帯の延べ日数 \div 30.4 \text{ 日} \div 12 \text{ 月} (\text{小数点以下の端数切り上げ})] \times 1.11$ 以内の数値(小数点以下第1位の数値により四捨五入)

都内では、平成31年度において、32施設中17施設が暫定定員となる予定で、全体の半数を占めており、入所率の向上に係る検討が必要と言える。

(それぞれの区分けごとの暫定定員設定状況)

公立	民立	区部	市部
15施設中13施設	17施設中 4施設	26施設中16施設	6施設中 1施設

※特に公立施設については、暫定定員が目立つ状況となっている。

入所率の推移

入所率は、毎年少しずつ減少する傾向にある。これにより、暫定定員となる施設も増えている。
(措置費算定資料、母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(年度当初の入所世帯数推移)

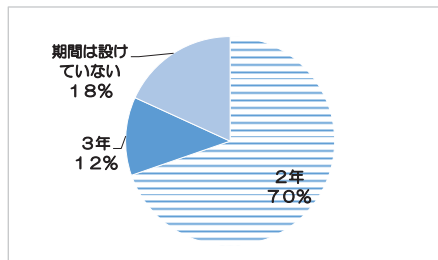
	世帯数	母	子
平成31年4月1日現在(速報値)	448	448	645
平成30年4月1日現在	472	472	670
平成29年4月1日現在	508	508	726
平成28年4月1日現在	552	552	771
平成27年4月1日現在	553	553	759
平成26年4月1日現在	560	560	769
平成25年4月1日現在	572	572	806
平成24年4月1日現在	564	564	807
平成23年4月1日現在	591	591	845
平成22年4月1日現在	619	619	891

(直近期の年間入所率の比較)

	平成28年度	平成29年度	前年比
全体	76.3%	72.1%	94.4%
区部平均	77.3%	72.9%	94.4%
市部平均	72.2%	68.3%	94.6%
公立平均	73.2%	66.2%	90.3%
民立平均	79.2%	77.6%	98.0%

利用期間の取決め・平均入所期間について

利用期間について、多くの施設(自治体)が2年と設定している。平均入所期間も2年3か月と、概ね設定期間通りとなっているが、そもそも2年を原則とするルールは存在せず、これにより課題が解決しないまま退所するケースもある(後述)ため、必要に応じて見直しの必要があると考えられる。(母子福祉部会 紀要(平成29年度))

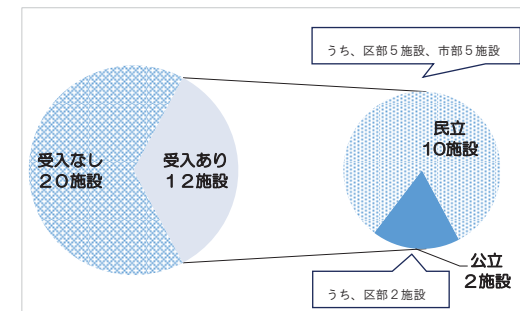


2

広域入所の受入について

広域入所(施設所在区市外の母子を受け入れるか)の実施について、20施設が実施していない。
また、広域入所を実施する施設について、協定定員(協定を結んだ自治体の母子のみ広域入所させる)により実施しているのが3施設、広域入所に関する規定(措置費以外に負担を求める場合がある)を設けた上で、この自治体からも受け入れるのが3施設、規定等は設けず、どこの自治体からも受け入れるのが6施設(うち5施設が市部)となっている。

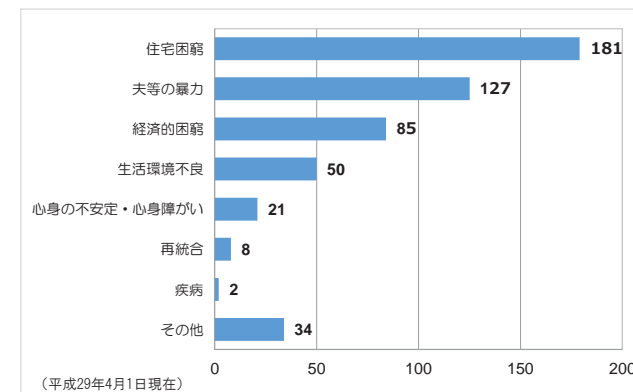
全体として、区部や公立では広域入所が進んでおらず、市部は全施設で実施しているという偏りがみられる。
(平成30年度母子生活支援施設所在区市アンケート調査(平成30年8月1日現在))



入所者理由について

平成29年4月1日現在の入所理由をみると、「住宅困窮」が最も多くなっており、次いで「夫等の暴力」、「経済的困窮」が多くなっている。(母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(入所理由)



3

児童虐待の状況について

児童虐待の割合は高く、28年度の総入所実世帯数のうち、約47%を占めている。母からの虐待の割合も高く、入所後も虐待が起きる可能性のある世帯も一定数存在する。(母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(① 入所世帯のうち、これまでに虐待のあった世帯数(平成28年度中実績))

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
362	141	13	92	266

※複数回答あり

虐待者について

- ・実父:49%
- ・**実母:32%**
- ・**両親:8%**
- ・実父ではない母のパートナー:4%
- ・その他:6%

(② ①のうち、平成29年4月1日現在も虐待が継続している世帯数)

実世帯	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
91	24	1	50	46

※複数回答あり

うち、児童相談所につながっているケース:29件

母子の精神的・身体的な状況について

平成29年4月1日現在の入所世帯について、母の33.8%、子の15.7%が何らかの障害等を有している。特に精神科等の受診率は高く、心理的、精神的な支援の必要性がうかがえる。

(母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(人)

障害等	母		子	
	人数	割合	人数	割合
身体障害者手帳	5	1.0%	4	0.6%
療育手帳	8	1.6%	28	3.9%
精神障害者保健福祉手帳	25	5.0%	1	0.1%
精神科等受診	87	17.3%	23	3.2%
その他	45	8.9%	57	7.9%
合計	170	33.8%	113	15.7%

※割合は、平成29年4月1日時点の母と子の人数それぞれと比較

退所理由及び課題の解決状況について

平成28年度の退所世帯281世帯のうち、課題が未解決のまま退所した世帯は111世帯となり、全体の4割近くが、入所時の課題が解決しないまま退所していることがわかる。

未解決割合は、「利用期間満了」、「希望退所」、「結婚・再婚・復縁」などでは高くなる傾向にある。(母子福祉部会 紀要(平成29年度))

(世帯)

退所理由	退所世帯数		未解決割合
	うち未解決		
住宅事情の改善(都住当選等)	86	25	29.1%
利用期間満了	78	34	43.6%
経済的自立	32	1	3.1%
希望退所	31	18	58.1%
日常生活・身辺、精神的自立	18	3	16.7%
結婚・再婚・復縁	16	12	75.0%
母子分離	13	12	92.3%
その他(前夫からの追跡等)	7	6	85.7%
合計	281	111	39.5%

【希望退所の例】

実家や親族からの支援が受けられることになった／施設での生活が馴染まなかった・窮屈になった／施設入所がストレスになった／施設内の利用者間トラブル 等

職員の構成について(※八王子市所在施設を除く)

平成30年度の民間母子生活支援施設の職員平均勤続年数の平均は、約11年となっているが、構成としては、ベテラン職員と若手職員が多く、中堅職員が少ない(U字型)傾向にある。なお、過去5か年の平均を並べたところ、大きな変化は見られなかった。(措置費算定資料)

なお、公立施設については平均勤続年数を経年で取っていないものの、平成30年度の平均勤続年数は民間施設より少なく、約9年である。少ないところでは、約4年程度の平均勤続年数の施設も見られた。

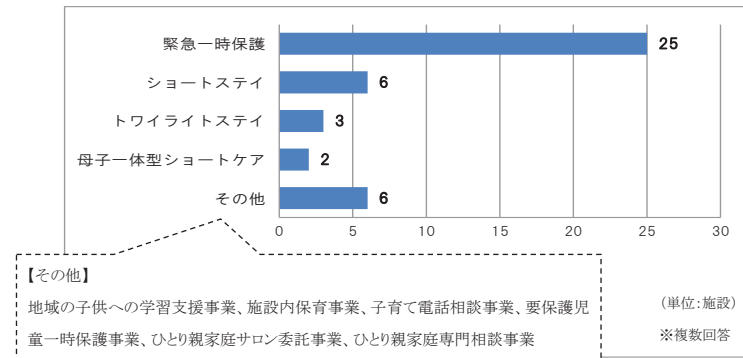
(民間母子生活支援施設の平均勤続年数)

年度	平均勤続年数
平成26年度	11年5か月
平成27年度	11年5か月
平成28年度	11年0か月
平成29年度	11年4か月
平成30年度	11年1か月

措置以外の、自治体からの委託事業について（※八王子市所在施設を除く）

母子生活支援施設は、通常の入所者への支援のほか、委託事業を区市から引き受けていることが多く、31施設中27施設が、何らかの事業を受託している。最も多い受託事業は、緊急一時保護事業である。

（平成30年度母子生活支援施設所在区市アンケート調査（平成30年8月1日現在））



母子生活支援施設の建物について

母子生活支援施設の歴史は古く、戦中・戦後まもなくから施設を運営している場合も多くあるため、近年多くの施設が改築を行い、又は改築の検討を行っている。

（平成31年4月1日現在の状況）

築年数	施設数
現在改築中の施設	2施設
1～5年の施設	2施設
6～10年の施設	6施設
11～19年の施設	6施設
20～29年の施設	10施設
30～39年の施設	2施設
40年以上の施設	4施設

2 施設や入所者に対する支援・補助等の実績

児童入所施設措置費

国、都、区市から施設への運営費

母子生活支援施設に入所する母子に対する費用として、国 1/2、都 1/4、区市 1/4（八王子市所在施設は、国 1/2、市 1/2）で負担している「児童入所施設措置費」が運営費として支払われている。

大まかに事務費、事業費に分けられ、事務費では、一般生活費や職員（心理療法担当職員など、専門的業務を行う職員も含む）の配置に係る加算等を支払い、事業費では、生活諸費や児童の教育に係る経費等を支払っている。

また、ボランティアや学習指導のために新規雇用された非常勤職員が、施設入所児童に学習指導を行った場合に支払われる「学習指導費」は、平成27年度の開始以降、順調に実績を伸ばしている。

（専門的な業務を行う職員等の配置状況 ※平成30年の状況、八王子市所在施設を除く）

	概要	実施施設数
心理療法担当職員	夫等からの暴力や虐待などによる心的外傷等のために心理療法を必要とする母子に対して心理療法を実施し、心理的な困難を改善する。	17施設 （公立6、国立11）
個別対応職員	虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う。	28施設 （公立14、国立14）
特別生活指導員	心身に障害等を有する母子や複雑な生活課題を抱える母子など、特に保護・指導が困難な母子が入所する施設に配置し、必要な支援を実施する。	12施設 （公立3、国立9）
基幹的職員	入所者の多様な課題に対応するために、施設での支援業務経験が概ね10年以上の者に所定の研修を受講させ、スーパーバイザーとして、職員の指導等を行わせることで職員の専門性の向上・質の確保を図る。	16施設 （公立7、国立9）

（学習指導の実施状況 ※開始後）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実績（延児童数）	572人	489人	518人	539人

民間社会福祉施設サービス推進費補助

都から施設への補助

都は、民間社会福祉施設の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様なニーズに対応した福祉サービスの確保と社会福祉施設利用者の福祉の向上を図るために、独自の補助を実施している。

費目は、基本補助(施設規模別に、都として望ましいサービス水準の確保に必要な経費を「利用者一人当たりの単価」により補助する)と努力・実績加算補助(利用者の状況や施設における取り組みに対する努力及び実績に基づき補助する)に分けられる。

平成25年度に新たに創設した親子心理カンファレンス加算は、施設支援としての需要の高まりを受けて開始したものであるが、近年実施施設を少しずつ増やしている。

(努力実績加算の実績値推移 H27～29は翌年度確定時の実績報告数値、H30は年度内に承認した数値)

	27年度		28年度		29年度		30年度	
	施設数	延実施人数	施設数	延実施人数	施設数	延実施人数	施設数	延実施人数
就労支援活動加算	15	494	16	471	15	527	15	575
特別援助加算	6	899	7	1153	8	1303	7	1085
心理ケア加算	15	2667	15	2740	14	2740	14	2599
未就学児加算	18	2692	18	2449	17	2436	17	2778
アフターケア加算	17	102	16	112	16	108	16	135
親子心理カンファレンス加算(※)	1	12	2	20	2	18	3	23

(※親子心理カンファレンス加算のみ、実績の単位が「月」となる。)

育児指導機能強化事業

国、都から施設への補助

施設が行う新たな取組への補助として、平成30年度より開始された。施設に「育児指導担当職員」を配置し、入所世帯以外に、地域で子育て中の家庭等からの相談に応じ、子育て方法を実践しながら伝えること等により、子育てに関する不安を解消するなど育児指導機能の充実を図るものである。

施設に対しては、国 1/2、都 1/2(公立施設の場合には、国 1/2、都 1/4、区市(設置者) 1/4となる)の負担割合で、育児指導担当職員の配置に係る経費を補助する。

開始間もないこともあり、昨年度の母子生活支援施設の実績は1件である。今後の活用が望まれるが、地域に相談、来所の場所として開かれる必要があるため、実施方法について今後検討する必要がある。

医療機関等連携強化事業

国、都から施設への補助

前述の育児指導機能強化事業とあわせて平成30年度より開始(スキームも同じ)。こちらは「医療機関等連絡調整員」を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童の円滑な受入を促進するものであるが、対象が児童のみ(母は対象外)であるため、昨年度の母子生活支援施設における実績はなかった。

母子生活支援施設職員に対する研修について

都から施設への支援及び補助

母子生活支援施設の職員は、国や民間機関が主催する様々な研修に参加し、支援力の向上に努めている。これに加え、都では、独自に「社会的養護処遇改善加算対応研修」を東京都社会福祉協議会に委託し、実施している。なお、当該研修は、母子生活支援施設の職員だけでなく、児童養護施設や乳児院等の職員も同じ研修を受講することができる。また、研修の実施以外に、研修参加費の補助も行っている。

(平成30年度「社会的養護処遇改善加算対応研修」内容)

研修名	概要	実績
新しい社会的養育ビジョンについて考える	専門職のリーダー的業務を担っている職員を対象に、「新しい社会的養育ビジョン」に関する動向やその中における各種別の役割や現状等を学ぶ。	16名
スーパービジョン研修(専門性を実感するためには～トレーニングを通して～)	主任母子支援員等を対象に、職場でどのようなスーパービジョンを行うべきかを学ぶ。	12名
チームリーダーとスーパービジョン	チームリーダーを対象に、講義や演習を通して、チームケアの推進や新任職員等へのスーパーバイズについて学ぶ。	12名
里親支援の現状と今後の展開	里親支援に関わる専門職やリーダー的業務を担っている施設職員を対象に、里親支援に求められる観点や方法論、専門性等に関して学ぶ。	4名
子どもの育ちを支える小児健康管理	児童を健康面からも支えることができるよう。小児健康管理に関する基礎知識を学ぶ。	13名
チームケアを円滑にすすめるためのコミュニケーション	チームリーダーを対象に、チームケアをすすめるためのコミュニケーションやOJTの基本等を学ぶ。	5名
状況対応型のリーダーシップ論	主任母子支援員等を対象に、メンバー一人ひとりの成熟度を見極めてリーダーシップのスタイルを柔軟に使い分ける「状況対応型リーダーシップ論」と、職員育成のあり方を学ぶ。	6名
職員の共感疲労と支援者支援	専門職のリーダー的業務を担っている職員を対象に、共感疲労など、職務を通して疲弊する職員に対する「支援者支援」をどのように行うべきかを考え、学ぶ。	11名

母子生活支援施設の施設整備について

国、都から施設への補助

都は、老朽化した母子生活支援施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進めている。また、改築には満たないが、入居者の生活の改善に資する工事等(生活向上のための環境改善事業)についても、支援を行っている。

(過年度の実績)

	概要
平成26年度	○生活向上のための環境改善事業 10施設
平成27年度	○大規模修繕 1施設 ○生活向上のための環境改善事業 12施設
平成28年度	○改築 1施設 ○防犯対策 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 4施設
平成29年度	○改築 1施設、創設 1施設、大規模修繕 1施設 ○防犯対策 5施設 ○生活向上のための環境改善事業 4施設
平成30年度	○改築 2施設、創設 1施設 ○防犯対策 2施設 ○生活向上のための環境改善事業 1施設

母子生活支援施設入所者に対する都営住宅の特別割当入居

都から入所者への支援

住宅困難により入所する母子も多く、都は、現に施設に入所している世帯を対象に、都営住宅の特別割当による入居を行っている。母子生活支援施設に対する割当戸数は、年間で52戸となっており、特に区部の都営住宅(現在の入所施設から近い住宅など)については応募が集中する傾向にある。

(過年度の実績)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
割当戸数	52戸	52戸	52戸	52戸	52戸
応募人数	94世帯	132世帯	110世帯	76世帯	85世帯
倍率	1.81	2.54	2.12	1.46	1.63

緊急一時保護事業について

都から区市町村への補助

都は、母子生活支援施設への本入所による母子保護以外に、夫等の暴力からの避難等で、緊急に保護が必要な母子等に対し、区市町村が、母子生活支援施設やシェルター、民間アパートの一室、ホテル等に一時的に居室を確保し、保護を実施した場合に、「子供家庭支援区市町村包括補助事業」により独自に補助を行っている。

なお、当該事業は、母子世帯以外にも、父子世帯、単身女性も対象としており、父子世帯を母子生活支援施設に避難させることはできないが、区市によっては、父子はホテルの一室に避難させる形で対応している場合もある。

(過年度の実績)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施状況	39区市町	39区市町	41区市町	42区市町	42区市町
※町村部の母子に対しては、都が一括で緊急一時保護を実施					

母子一体型ショートケアについて

都から区市町村への補助

前述の緊急一時保護のほか、都では「子供家庭支援区市町村包括補助事業」のメニューとして、見守りが必要な母子等に対し、区市町村が母子生活支援施設を活用して母子が一緒に滞在するショートステイを実施し、育児・家事指導を行う「母子一体型ショートケア」を実施している。

事業開始が平成24年度からで実績はまだ少ないが、特定妊婦、若年親、多子世帯等、課題を抱える母子を対象としており、ここでの短期間の支援を経て、本入所に繋がった事例もあるため、今後のさらなる積極活用が望まれる。

(過年度の実績)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実施状況	1区	1区	1区	2区	2区

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定に向けた検討課題（母子生活支援施設）①

1 インケアのさらなる充実

（1）職員の育成等

課題のある母子の入所が増える中、母子生活支援施設では、単に住居支援、一般的な生活指導にとどまらない、養育支援や心理ケア等が必要な世帯を受入れるための体制構築が求められる。

検討のポイント

- ・子育て支援や家事支援など、生活そのものに介入するための支援力の獲得、入所世帯との関係づくりの方法について
- ・DV被害、精神上的の課題、発達障害など、専門的な支援が必要な世帯にどのように対応するか
- ・入所世帯のニーズに対応できるスキルを職員が獲得するための、確保・育成・定着のサイクルについて

（2）関係機関との連携

さまざまな課題を持つ母子を支援するためには、行政、医療機関、教育機関等多くの機関と情報共有し、支援方針について連携する必要がある。しかし、入所世帯の支援方針調整に参加していない施設や、地域の「要保護児童対策協議会」に参加していない施設が1/3程度存在する。
（平成30年度母子生活支援施設所在区市アンケート調査（平成30年8月1日現在））

検討のポイント

- ・他機関との連携の推進について（措置元自治体、施設所在自治体、生活保護、医療機関、地域の子育て支援、教育機関などとの連携方法）
- ・特に広域入所を行う施設について、措置元と措置先が密に連携を取り、退所までの支援を行うための仕組みづくりについて

（3）退所後の支援

入所時の課題が未解決のまま退所する母子も一定数いる中で、退所後の地域での生活に関する支援も需要が高まっている。退所後の連携体制をどのように構築するか、退所後の生活も想定したうえでの支援の有り方を検討する必要がある。

検討のポイント

- ・退所後に生活が立ち行かなくなる、支援が途切れてしまうといったことがないような、退所を見据えた入所中からの支援について
- ・アフターケアの実施方法（退所母子が住む自治体との連携、関わる時期など）
- ・広域により入所した世帯の、退所後の支援の担い手について

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）策定に向けた検討課題（母子生活支援施設）②

2 地域の子育て（ひとり親支援）資源としての積極活用

（1）施設の多機能化

施設所在区市は、母子生活支援施設に既に「緊急一時保護」などを委託しているが、これ以外にも、「地域のひとり親への相談支援」、「特定妊婦の支援」、「地域の子供の居場所」、「地域の子供の学習支援」など、多くの機能を期待している。

（平成30年度母子生活支援施設所在区市アンケート調査（平成30年8月1日現在））

また、「新しい社会的養育ビジョン」においても、地域に開かれた施設として、妊娠期～産前産後のケアなど多様なニーズに対応できる機関となることが求められている。

検討のポイント

- ・母子生活支援施設が長年ひとり親の支援に取り組んできたノウハウを活用し、どのように地域支援に取り組んでいくか
- ・虐待・DV被害世帯が入所する役割も持ちつつ、「地域に開かれた」施設としての機能も求められることのバランスについて
- ・妊娠期からの支援など、専門的な支援を施設職員が実施するための、必要なスキルの獲得及び連携体制の構築について

3 広域入所の推進、入所率の向上

（1）区部における広域入所の推進

市部所在の母子生活支援施設における広域入所は100%実施であるが、区部については広域入所が進んでいない。また、来年度以降、区部の児童相談所設置により認可権が移っていくため、より所在区市と施設の結びつきは強まると考えられる。DV被害世帯など、広域入所を必要とする母子も増える中、自治体の垣根を越えた入所の体制づくりは急務である。

検討のポイント

- ・既に広域利用を行っている市部は、区部からの入所を受け入れるが、市から区への入所はできていないことについて
- ・広域入所を都全域で実施した場合、自治体間での連携が必須となるため、その体制づくりについて（1（2）とも重複）

（2）入所世帯の確保

支援が必要な世帯であっても、決まりごとなどを嫌い、入所に結び付かない場合もある。入所世帯の確保を行うことで、暫定定員を解消し、安定した施設運営を行うことが求められる。

検討のポイント

- ・母子生活支援施設での暮らしや、好事例などに関する啓発について

特別区職員の派遣研修生の受入実績

	児童福祉司	児童心理司	一時保護所職員	事務職員	児童福祉司SV候補	受入合計
平成29年度	34人	1人	—	—	—	35人
平成30年度	35人	13人	9人	5人	4人	66人
令和元年度	36人	12人	18人	6人	4人	76人

区設置に係る勉強会開催一覧(平成29・30年度)

年度・回数		開催日時	会場	内容
平成29年度	第1回	平成29年6月21日(水曜日) 午後2時から午後5時まで	児童相談センター大研修室	児童相談所における児童虐待相談対応について
	第2回	平成29年8月7日(月曜日) 午前9時30分から正午まで	児童相談センター大研修室	児童相談所における非行相談対応について
	第3回	平成29年9月6日(水曜日) 午後2時から午後5時まで	児童相談センター大研修室	社会的養護について
	第4回	平成29年10月5日(木曜日) 午後2時から午後5時まで	児童相談センター大研修室	児童相談所における人材育成について
	第5回	平成30年1月24日(水曜日) 午後2時から午後5時まで	児童相談センター大研修室	一時保護所について
平成30年度	第1回	平成30年7月9日(月曜日) 午後2時から午後5時まで	児童相談センター大研修室	小児慢性特定疾病医療費助成について 結核児童の療育給付について 入院助産について
	第2回	平成31年1月25日(金曜日) 午前9時30分から正午まで	児童相談センター大研修室	児童福祉審議会について 被措置児童虐待について

令和元年度区設置に係る勉強会開催(案)

年度・回数		開催日時	会場	内容
令和元年度	第1回	令和元年10月4日(金)午後 (予定)	児童相談センター大研修室	里親・ファミリーホームについて 児童養護施設・乳児院について
	第2回	令和元年12月上・中旬	未定	未定

児童相談所設置にかかる都区の確認作業実施一覧(江戸川区)

回数	開催日時・場所	議題
第1回	平成29年6月7日(水) 午後2時から午後5時25分まで 都庁第二本庁舎212会議室	・江戸川区からの設置計画(案)について ・意見交換
第2回	平成29年8月2日(水) 午後3時15分から午後5時50分まで 都庁第一本庁舎114会議室	・江戸川区から設置計画(案)について説明 ・意見交換
第3回	平成29年8月22日(火) 午後3時から午後5時30分まで 東京都児童相談センター大会議室	・江戸川区から設置計画(案)について説明 (一時保護所) ・意見交換
第4回	平成29年12月25日(月) 午前10時から午前11時55分まで 東京都児童相談センター中会議室	・江戸川区から設置計画(案)について説明 (職員確保・人材育成、相談援助活動の流れ等) ・意見交換
第5回	平成30年2月8日(木) 午後3時から午後4時10分まで 都庁第二本庁舎204会議室	・江戸川区から設置計画(案)について説明 (社会的養護の整備、その他) ・意見交換
第6回	平成30年5月29日(火) 午前9時30分から午後0時10分まで 都庁第二本庁舎203会議室	・江戸川区から設置計画(案)について説明 ・意見交換
第7回	平成30年7月25日(水) 午後3時から午後5時50分まで 都庁第一本庁舎116会議室	・江戸川区から設置計画(案)について説明 (児童相談行政の体制、職員確保・人材育成等) ・意見交換
第8回	平成30年10月10日(水) 午後3時から午後5時まで 都庁第一本庁舎117会議室	・江戸川区から設置計画(案)について説明 ・都からケース引継(案)について説明 ・意見交換

児童相談所設置にかかる都区の確認作業実施一覧(荒川区)

回数	開催日時・場所	議題
第1回	平成29年6月21日(水) 午前9時30分から午後0時30分まで 児童相談センター中会議室	・荒川区から設置計画(案)について説明 ・意見交換
第2回	平成29年8月28日(月) 午後3時から午後5時20分まで 児童相談センター大会議室	・荒川区から設置計画(案)について説明 (一時保護所) ・意見交換
第3回	平成29年9月11日(月) 午後2時から午後4時まで 都庁第一本庁舎特別会議室C	・荒川区から設置計画(案)について説明 (組織体制、相談対応の流れ、人材確保・育成計画等) ・意見交換
第4回	平成29年11月14日(火) 午前9時30分から午前11時35分まで 都庁第一本庁舎104会議室	・荒川区から設置計画(案)について説明 (社会的養護等の体制整備) ・意見交換
第5回	平成30年2月2日(金) 午前10時から午前11時35分まで 都庁第一本庁舎特別会議室C	・荒川区から設置計画(案)について説明 (職員の確保・育成策、児童相談所システムの導入等) ・意見交換
第6回	平成30年6月28日(木) 午後3時から午後5時5分まで 都庁第二本庁舎特別会議室24	・荒川区から設置計画(案)について説明 ・意見交換
第7回	平成30年10月31日(水) 午後3時から午後4時50分まで 都庁第一本庁舎116会議室	・相談対応の流れ・休日・夜間対応・ケースの引継ぎ・ 児童相談所設置市事務にかかる確認事項について説明 ・意見交換

児童相談所設置にかかる都区の確認作業実施一覧(世田谷区)

回数	開催日時・場所	議題
第1回	平成29年6月16日(金) 午前9時30分から午後0時20分まで 都庁第一本庁舎108会議室	・世田谷区から設置計画(案)について説明 ・意見交換
第2回	平成29年7月11日(火) 午後3時から午後5時25分まで 都庁第一本庁舎108会議室	・世田谷区から設置計画(案)について説明 ・意見交換
第3回	平成29年10月25日(水) 午前10時から午後0時25分まで 都庁第二本庁舎特別会議室25	・世田谷区から設置計画(案)について説明 (一時保護所の整備、人材育成・事務引継ぎ等) ・意見交換
第4回	平成30年1月11日(木) 午前10時から午後0時5分まで 都庁第一本庁舎113会議室	・世田谷区から設置計画(案)について説明 (相談援助活動の流れ、設置市事務、人材育成プログラム等) ・意見交換
第5回	平成30年7月4日(水) 午後3時から午後5時55分まで 東京都児童相談センター中会議室	・世田谷区から設置計画(案)について説明 (一時保護所、人員体制等) ・意見交換
第6回	平成30年9月5日(水) 午後3時から午後5時30分まで 都庁第一本庁舎116会議室	・一時保護所の運営(食事の提供等)、児童相談所及び一時保護所の人員体制、開設に係るケースの引継ぎ、東京都の治療指導機能の活用、設置市事務の引継ぎについて説明 ・意見交換 ・東京都への質問事項
第7回	平成30年11月5日(月) 午前9時30分から午前11時25分まで 都庁第一本庁舎105会議室	・社会的養護(フォスタリング機関ほか)、虐待通告窓口等について説明 ・都からケース引継(案)について説明 ・意見交換
第8回	平成30年12月28日(金) 午前9時30分から午前11時10分まで 都庁第一本庁舎117会議室	・計画案の総括確認について ・その他 ・意見交換

特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会開催一覧

回数	開催日時	会場	主な内容
第1回	平成30年5月24日	東京区政会館	自己紹介 検討事項及び検討スケジュールの確認 意見交換
第2回	平成30年7月3日	東京区政会館	児童養護施設・乳児院の入所枠の設定等について 児童自立支援施設に係る都立施設の活用について
第3回	平成30年8月22日	東京区政会館	児童養護施設の入所枠の設定方法等について 障害児施設の入所について 児童自立支援施設の区の利用について
第4回	平成30年10月18日	東京区政会館	児童養護施設の入所枠の設定方法、措置費の支払い方法について 児童自立支援施設の措置費の支払い方法等について 養育里親の相互利用等について
第5回	平成30年12月27日	東京区政会館	グループホームの入所枠等について 児童自立視線施設の地方自治法上の事務の委託のによる利用について 里親に係る都区間のマッチングについて
第6回	平成31年3月27日	東京区政会館	児童養護施設・乳児院の広域調整について 自立援助ホームの都区間等の割愛ルール等について LGWANシステムを利用した里親の相互委託等について
第7回	令和元年5月24日	東京区政会館	都立児童養護施設の入所枠の考え方等について ファミリーホームの相互利用等について 治療指導事業の区児相の利用について